

バルシューレジャパン認定団体登録に関する細則

(2020年8月19日制定)

1. 認定団体登録の義務

バルシューレジャパンの公認としてバルシューレを行う団体は、毎年度バルシューレジャパンに登録しなければならない。

2. 認定団体登録の手続き

- 1) 認定団体は、バルシューレジャパンの定める登録方法によって、指導者登録料の納付を含めたバルシューレジャパンへの登録手続きを完了しなければならない。
- 2) 認定団体の承認は、NPO 法人バルシューレジャパンの理事会で判断する。

3. 認定団体登録の条件

バルシューレジャパンの認定団体となるには以下の条件が必要となる。

- 1) 認定団体は、原則として、バルシューレジャパンが定める指導者資格を有する者を、自己の団体に所属する指導者として、2名以上登録していること。
- 2) 自己の団体に登録された指導者がバルシューレジャパンの定める指導者登録料を納付していること。
- 3) 団体登録の申請時に、当該年度の事業実施計画書を提出し、適切な教室実施計画であるとバルシューレジャパンの理事会で判断されること。

4. 認定団体登録の取消

認定団体は、所定の手続きにより、バルシューレジャパンへの登録を取り消すことができる。なお、取消の効力は、バルシューレジャパン承認の日をもって発生する。

5. 認定団体の権利および義務

- 1) 認定団体は、バルシューレジャパンから配布されたロゴを使用する権利を持つとともに、そのロゴを教室案内のチラシやホームページ等に掲示しなければならない。また、認定団体は、バルシューレジャパンが主催する活動に参加する権利を持つ。
- 2) 認定団体は、次の事項を遵守しなければならない。これらの義務の違反は、認定団体を取り消す等の処分の対象となり得る。
 - ・年度末には事業報告書を提出すること。
 - ・提出した事業実施計画書と同様の条件で教室を開催すること。
 - ・本認定団体登録は、教室を開催する団体として認定するものであり、講習会の開催や、他団体との業務提携等の事業を委託等はできない。
 - ・本細則およびバルシューレジャパンの決定事項等を遵守すること。

3) 認定団体が、本細則およびバルシューレジヤパンの決定事項に違反する行為を行った疑いがあるとき、バルシューレジヤパンは、別に定める基準に基づき対応を行うものとする。

4) 前項の対応を行った結果、当該認定団体の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該認定団体の処分を行うものとする。

6. 細則の改変

本細則の改定は、バルシューレジヤパン理事会の承認を得て変更することができる。

7. その他

この細則は、バルシューレジヤパンが認定する教育指定団体および研究指定団体には適用しない。